

鳥取市地域食堂拠点・困り事解決支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市地域食堂拠点・困り事解決支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本事業は、地域における住民、NPO、企業等の民間主体（以下「民間団体等」という。）が実施する、地域食堂を拠点として社会的孤立をはじめ、さまざまな地域課題の解決を試みる活動を支援することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を公正、中立かつ効果的に実施することができる民間団体等とし、次に掲げる要件すべてを満たすものとする。

- (1) 団体の本拠としての事務所を県内に有し、市内でも活動する団体であること。
- (2) 代表者が明らかであること。
- (3) 地域食堂を運営していること。
- (4) 社会福祉法人又は政治活動、宗教活動若しくは営利事業を目的とする団体ではないこと。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2欄に掲げる経費とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象事業の実施に要する補助対象経費の実支出額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、

消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助対象事業のための寄附金その他補助対象事業に係る収入の額を控除した額に10分の10を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てるものとし、別表第3欄に掲げる額を限度とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

（交付申請の時期等）

第7条 本補助金の交付申請は、総務部人権政策局長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定）

第8条 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第6条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の2割を超える減額

（2）本補助金の増額

（3）交付目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

（着手届を要しない場合）

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同条に規定する着手届の提出は要さないものとする。

(概算払)

第11条 本補助金は、規則第11条ただし書の規定により市長が認める場合とし、概算払によって交付するものとする。

(実績報告の時期等)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、総務部人権政策局長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

1 補助対象事業		2 補助対象経費	3 上限補助額
事業分類	事業内容		
(1) 地域住民のニーズ・生活課題の把握	住民のニーズや生活課題、それらに対応する社会資源の状況などについて、実態把握を行う。	給料（正規職員を除く。）、報酬（役員を除く。）、報償費、需用費（消耗品費（単価100千円未満のもの。）、印刷製本費、食糧費）、役務費（通信運搬費（郵便料、運搬料のみ）、保険料、手数料）並びに使用料及び賃借料	事業分類（1）～（4）を合わせて350千円
(2) 地域住民の活動支援・情報発信等	（1）により把握したニーズなど、地域における住民のニーズ・生活課題に柔軟に対応し、地域の住民主体の活動を活性化させるよう、地域住民の活動支援や情報発信等を行う。	※使用料及び賃借料は、事業開催日に係る費用を日割り計算で算出したもののみを補助対象経費とし、	
(3) 地域コミュニティを形成する「居場所づくり」	地域住民が、属性や世代の垣根を超えて地域の様々な人と気軽に関わり、安心して過ごすことのできる場を設置・運営する。	月の上限を28千円とする。ただし、自宅又は他の事業に使用する施設を利用する場合は、補助対象経費としない。	
(4) 行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開	地域における多様な担い手が集まり、地域の課題や社会資源などを共有して意見を出し合うことで、新たな気付きを得て地域に還元できるよう、	※食糧費は1食350円を上限とする。	

	地域の担い手の新たな関係性の構築に資する取組を行う。		
--	----------------------------	--	--

様式第1号（第7条、第12条関係）

年度鳥取市地域食堂拠点・困り事解決支援事業計画（報告）書

1 申請者

団体名及び代表者名	
団体住所	

2 事業内容（具体的に記載してください。）

事業分類 ※（１）～（４）で当てはまるものに丸をしてください。（複数選択可）	（１）地域住民のニーズ・生活課題の把握 （２）地域住民の活動支援・情報発信等 （３）地域コミュニティを形成する「居場所づくり」 （４）行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開
事業の名称	
事業実施（予定）場所	
事業実施（予定）期間	
対象者	
事業実施（予定）日	
利用料の有無	有 ・ 無 （有の場合、利用料 円）

<p>食事提供の有無</p>	<p>有 ・ 無 （有の場合、提供数（延数） 食）</p>
<p>事業の概要等</p>	<p>○目的</p> <p>○事業の概要</p> <p>○実施体制 ※スタッフやボランティアの人員体制等</p>
<p>事業の目標</p>	
<p>事業の効果・成果 ※実績報告時に記載してください。</p>	
<p>他の補助金の 活用の有無</p>	<p>有 ・ 無</p>

	<p>※有の場合は、その補助金名、事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。</p>
--	--

※実績報告時には利用実績（開催日ごとに利用人数が分かるもの）を添付してください。

3 消費税の取り扱い

<p>課税事業者 (簡易課税事業者を除く。)</p>	<p>該当 ・ 非該当</p> <p>(非該当の理由)</p> <p>※課税事業者（簡易課税事業者を除く。）に該当する場合は「該当」、該当しない場合は「非該当」に丸をしてください。非該当の場合は、その理由を記載してください。</p>
--------------------------------	--

4 収支予算（決算）

<収入の部>

（単位：円）

科 目	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増 減	備 考
市補助金				
自己資金				
寄附金				
その他				
計				

<支出の部>

（単位：円）

科 目	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	増 減	備 考
給 料				
報 酬				
報償費				
需用費				
役務費				
使用料及 び賃借料				
計				

5 支出予定（支出）書

(単位：円)

科 目	支出予定（支出）額	積 算 内 訳 (単価、人数等具体的に記載してください。)
給 料 報 酬 報償費 需用費 消耗品費 印刷製本費 食糧費 役務費 通信運搬費 保険料 手数料 使用料及び賃借料		
合 計		

※補助金を充当しない経費には下線を引いてください。

様式第2号（第12条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所
団体名
氏 名

年度鳥取市地域食堂拠点・困り事解決支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付け鳥取市指令受総人中第 号で交付決定を受けた鳥取市地域食堂拠点・困り事解決支援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額について、鳥取市地域食堂拠点・困り事解決支援事業補助金交付要綱第12条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく補助金の確定額 金 円
- 2 実績報告時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
- 4 3の額を仕入控除税額として算出した補助金実績相当額 金 円
- 5 補助金返還相当額（1－4） 金 円

※参考となる資料（確定申告書等）を添付すること